



【代替養育が必要な子ども等】

18歳未満の子ども数		代替養育が必要な子ども		里親等委託子ども数		施設養育が必要な子ども		自立支援が必要なケアリーバー	
R5.10	282,088人	R5年度末	550人	R5年度末	118人	R5年度末	432人	R5時点	不明
R11(推計)	(推計中)	R11(推計)	(推計中)	R11(推計)	(推計中)	R11(推計)	(推計中)	R11(推計)	(推計中)

## 論点①:計画の基本理念について

前期計画においては、「こどもの最善の利益の実現」を基本方針とし、5つの項目について記載

1. 当事者である子どもの権利擁護
2. 子どもが家庭で暮らすための支援
3. 家庭と同様の環境における養育の推進
4. 子どもの自立支援の促進
5. 子どもの養育を地域で支える人材の育成



「こどもの最善の利益」を図るための各施策を貫く基本理念(考え方)が不明確



### 計画の基本理念(考え方)を提示

#### 1. 家庭養育優先原則

児童福祉法第3条の2を踏まえた原則

児童福祉法第3条の2

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### 2. パーマネンシー保障

心理的親 との 永続的な関係 の下での養育環境の保障

心理的親: 自分を愛し、大切にしてくれていると子どもが感じる大人  
(実親だけでなく、親族、養親なども心理的親になりうる)

永続的な関係: 子どもが将来を見通せる安定した養育や傾倒的な関わり  
同じ未来へずっと続く意図の下での家族との関係

## 論点②:計画推進の先にあるもの

計画の推進によって目指すもの

- こどもの心身の健やかな育成
- こどもの最善の利益の実現



その先にある目的も明確にする必要があるのではないか



(社会的養育だけでなく)こども施策全体が目指すもの・・・ **こどもが将来にわたって(おとなになってからも)幸福な生活を送ること**

こども基本法第1条

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

# 論点③:市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた支援等について

## 前期計画における目標値と現状

### ■ 子育て世代包括支援センター・こども家庭総合支援拠点の設置

	R6目標	R11目標	R1実績	R5実績
子育て世代包括支援センター設置市町村数	77市町村	77市町村	36市町村	77市町村
こども家庭総合支援拠点設置市町村数	77市町村	77市町村	15市町村	57市町村

### ■ こども家庭センター設置状況(R6.4)

33市町村(16市・17町村)において設置

### ■ 児童家庭支援センター設置状況

6箇所を設置・運営

〔 R4.4に「長野県家庭的養護推進計画」における「児童相談所の管轄圏域ごとに1箇所のセンター整備」の目標を達成 〕

- こども家庭センターの設置目標
- 児童家庭支援センターの設置のあり方をどのように考えるか



### ■ こども家庭センターの設置目標

前期計画における目標 { 子育て世代包括支援センター : 77市町村(達成済)  
こども家庭総合支援拠点の設置 : 77市町村(未達成)



こども家庭センターについても全市町村(77市町村)での設置を目指す方針でよいか

### ■ 児童家庭支援センターの設置促進

- 地域における専門的な相談機関として認知が定着しつつある
- 少ない職員数で広い地域の多くの相談に対応しており、限界という声もある
- 今後、児童相談所からの在宅指導措置委託の担い手として期待



策定要領も踏まえ、更なる設置の検討について、言及するか

## 論点④:里親委託率の目標について

### 前期計画における目標値と現状

	R6目標	R11目標	R1実績	R5実績
3歳未満	40.7%	75.0%	30.0%	38.3%
3歳～就学前	36.4%	67.7%	25.0%	37.3%
学童期以降	19.7%	36.5%	15.7%	16.7%
合計	23.8%	44.1%	18.2%	21.5%

※旧策定要領における目標値・・・ 乳幼児:75%以上  
学童期以降:50%以上

※R1時点で各児童相談所が措置した児童について、最も望ましい代替養育先とした場合の措置児童数をもとに目標値を設定

今回の策定要領においても、R11までに

- 乳幼児:75%以上
- 学童期以降:50%以上

の数値目標を設定することとされているが、

本県の現状を踏まえて、どのように目標設定するべきか

原則としては、今回の策定要領を踏まえた目標値とすることでよいか

	R11目標
3歳未満	75.0%
3歳～就学前	75.0%
学童期以降	50.0%

- 今後の里親等委託の推進による結果として、目指すことは可能
- 現時点では、策定要領が求める最低ライン(乳幼児:75%・学童期以降:50%)から乖離があることから、まずは、そのラインを目指す目標とする
- ただし、今後行う「里親等委託が必要なこども数の見込み」の結果により、必要に応じて目標値の見直しを検討する(下方修正する)可能性あり

# 論点⑤:施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について

## 前期計画における目標値と現状

### ■ 乳児院・児童養護施設におけるグループホーム数

	R6目標	R11目標	R2実績	R6(現時点)
グループホーム数	19	31	10	13

※目標値については、施設へのヒアリング等に基づく

### ■ 乳児院・児童養護施設が市町村要保護児童対策地域協議会のメンバーとなっている市町村

	R6目標	R11目標	R3実績	R5
市町村数	44	77	22	28

- 前期計画の達成状況
- 今回の策定要領 等を踏まえ、どのように目標設定していくか



## 今回の策定要領も踏まえながら、目標とすべき項目や目標値について再検討

### ■ 小規模かつ地域分散化の指標・・・グループホームの数及び施設入所児童に占めるグループホームの入所児童の割合

	R11目標
グループホーム数	(再検討)
施設入所児童に占めるグループホームの入所児童の割合	(検討)

- 前期計画と同等以上の目標値の設定を検討
- 改めて、各施設へヒアリング等を実施し、目標値を検討
- ヒアリング、検討に当たっては、代替養育が必要な児童数等の推計も考慮

### ■ 多機能化・機能転換の指標・・・施設における市町村の家庭支援事業(事業ごと)の受託状況

	R11目標
(項目検討中)	(検討)

- 乳児院・児童養護施設の立地を考慮すれば、施設が全ての市町村要保護児童対策地域協議会のメンバーとなることには無理があるのではないかと
- 施設・市町村の意向を聴取しながら、施設における市町村の家庭支援事業の各事業を受託状況を目標とするか

## 論点⑥:代替養育が必要な子ども数等

前期計画においても、代替養育が必要な子ども数等について推計等を実施

■ 代替養育が必要な子ども数 = ■ 里親委託子ども数 + ■ 施設入所子ども数

	R6推計	R11推計		R6目標	R11目標		R6推計	R11推計
3歳未満	59人	56人		24人	42人		35人	14人
3歳～就学前	66人	57人	=	24人	42人	+	42人	20人
学童期以降	437人	422人		86人	152人		351人	265人
合計	562人	535人		134人	236人		428人	299人

← 近年の人口動態、人口推計、児童虐待相談対応件数等を踏まえた推計値等の見直しを行う

■ 国立社会保障・人口問題研究所における人口推計等(長野県)

※H27・R2は国勢調査人口、R7・R12は10月人口の推計

	H27	R2	R7	R12
総人口	2,098,804人	2,048,011人	1,973,948人	1,898,742人
19歳以下人口	367,243人	338,944人	300,859人	269,084人
		△28,299人	△38,085人	△31,775人

19歳以下人口の減少率の見込み  
 { R2→R7 : △11.2%  
 R2→R12 : △20.6%

■ 近年の児童虐待相談対応件数

	R1	R2	R3	R4
件数	2,804件	2,825件	2,651件	2,697件

■ 近年の措置児童数

※児童養護施設・乳児院・里親・FHに措置されている児童数

	R1	R2	R3	R4
児童数	609人	561人	528人	570人
18歳未満人口	309,209人	300,847人	294,409人	288,484人 (10.1時点の人口)
18歳未満人口比	0.197%	0.186%	0.179%	0.198% (10.1時点の人口比)